



# けやき通信

ごあいさつ

## 「総会終了、そして実行へ」

5月下旬から6月中旬にかけて、所属している業界団体の定時総会が開催され参加してきました。さすがに5週連続総会が続きましたので体力的にも厳しかったです。

総会後は懇親会というのがお決まりのコースです。岐阜県で開催された総会では長良川の鵜飼見学が懇親会でして、総会を主管する司法書士会がその地域の特色を活かした懇

親会を設営してくれます。

鵜飼見学は観覧船に乗り鵜匠の船と並走しながら鵜が魚を取るところ見学するのですが、篝火の熱を感じられるくらい接近しながら見学できました。

総会も全て終わり、これからは承認された事業計画に従い事業執行していくことになります。

今月のテーマ

## 「遺産の確認（各論「株・投資信託・相続債務編）」



### 1. まず最初に・・・

遺産の確認方法の最後として、本号では株・投資信託・相続債務について説明します。

### 2. 株・投資信託の具体的な確認方法

株・投資信託は、証券会社に預けていることが大半であり、確認方法も預貯金と共通するところが多いです。

証券会社が、(1)判明している場合、(2)判明していない場合に分けてご紹介します。

#### (1) 判明している場合

残高証明書を取得することをお勧めします。

株・投資信託は、短期間で売却・購入を繰り返していることもあり、相続人が把握している銘柄や株数(口数)と異なっていることがあるからです。

#### (2) 判明していない場合

「(株)証券保管振替機構」に対して、亡くなった方が口座開設をしている証券会社・信託銀行等についての開示請求をします。

(株)証券保管振替機構は、開示請求があった時点において口座開設されている証券会社等の一覧を書面で開示してくれますので、証券会社が判明します。証券会社が判明すれば、その証券会社に対して残高証明書の発行請求をします。

### 3. 保有しているかも分からない場合

そもそも株・投資信託を保有していたかが分からない場合もあります。この場合も上記の(株)証券保管振替機構に対して開示請求をするのが有効です。

また、株券や証券会社からの通知、株主総会のお知らせなどが自宅に残っていないか確認するのも大切です。

### 4. 相続債務(借入)について

債務(借入)は家族に内緒にしておきたいという事情もあり、相続人が把握していない場合も多く、調査が難しい財産の一つです。

### 5. 債務の具体的な確認方法

借入先が、(1)判明している場合、(2)判明していない場合に分けてご紹介します。

#### (1) 借入先が判明している場合

借入先に問合せをして、契約内容や残額などの詳細を確認します。

#### (2) 借入先が判明していない場合

「指定信用情報機関(CIC・JICC)」や「全国銀行個人信用情報センター」に対して、個人情報の開示請求を行います。

指定信用情報機関等には、借入先・借入日・借入残額・返済日などの情報が登録されていますので、借入先や残額などを確認することができます。借入先が判明すれば、借入先に問合せをして、契約内容や残額などの詳細を確認します。

ただし、個人間の借入については指定信用情報機関等に登録はされませんので、①借用書・督促状など借金の存在を窺わせる書類が自宅にないか確認する、②通帳の履歴を確認するなどして確認します。

これまで3回にわたり「遺産の確認方法」について説明しましたが、相続手続きをスムーズに進める観点からは、エンディングノートや保有財産一覧表を作成して、相続人が容易に遺産を確認できる準備をしておくことも大切です。

## 事務所のご案内



司法書士 吉川 豊  
TEL 0562-91-4350  
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103  
業務時間：平日9時～18時

(事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。)



### 主な取扱い業務

- ✓ 相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓ 不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓ 会社設立・役員変更・目的変更

(当事務所HP)



吉川事務所 豊明市